

令和3年度大学等連携プロジェクト実証事業実施要領 運用方針

要領第6 関係

1. 応募

応募については、以下のとおりとする。

(1) 中間支援組織コーディネート事業

- ① 令和3年7月16日までに、様式1-1を提出すること。
- ② 令和3年8月23日までに、様式2及び様式2別紙1を提出すること。

(2) 中間支援組織インターンシップ事業

- ① 令和3年7月16日までに、様式1-2を提出すること。
- ② 令和3年7月30日までに、様式2及び様式2別紙2を提出すること。

※資料の提出は、郵送または電子メールにより提出してください。資料の提出は、受付最終日の17時までに必着するよう提出してください。

2. 審査

審査については、以下のとおりとする。

(1) 中間支援組織コーディネート事業

- ・活動地域が石見地域であること
- ・活動内容が、地域または活動団体の課題等と合致し、適切であること
- ・大学ならびに地域との調整が十分できていること
- ・事業計画が、運用方針（別紙）に沿った内容になっていること

(2) 中間支援組織インターンシップ事業

- ・活動地域が石見地域であること
- ・地域との調整が十分できていること
- ・事業計画が、運用方針（別紙）に沿った内容になっていること

留意事項は次のとおり。

- ・インターンシップの期間中万一の事故に備え、参加する学生はインターンシップに係る保険（災害損害保険及び賠償責任保険）へ必ず加入するものとする。

※ただし、大学等が加入する「学生教育研究賠償責任保険」等の保険により、当該インターンシップ事業が適用となる場合を除く。

(3) その他

各事業の予算枠については、以下のとおりとする。ただし、申請内容や件数に応じて予算の配分を変更する。

- | | |
|----------------------|----------|
| (1) 中間支援組織コーディネート事業 | 2, 200千円 |
| (2) 中間支援組織インターンシップ事業 | 500千円 |